

重要なお知らせ

子政第 132 号
令和4年5月13日

松江市内の保育所・認定こども園等を
利用される保護者の皆様

松江市長 上定 昭仁
(子育て部子育て政策課)

災害時における保育所等の休園基準について

平素より、本市子育て行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、台風・豪雨・地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）に、市内の認可の保育所等（保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業施設、市立保育所（園）、市立幼稚（保）園）（以下「保育所等」という。）における臨時休園等の基準を下記のとおり定めました。

これは近年の異常気象により全国で災害が発生していることを受け、児童、保護者、保育従事者等の安全確保をしていただくため定めたものです。

災害時、お子様が通園される保育所等が臨時休園の決定や早期のお迎え要請を行った場合には、ご対応いただきますとともに、安全確保に努めていただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 臨時休園を決定する場合

保育所等の所在地において次のいずれかにあてはまる場合

1) 水害・土砂災害：（※警戒レベルの詳細は裏面を参考にしてください）

避難指示、緊急安全確保（警戒レベル4以上）の避難情報が発令されている。

避難情報	登園前（午前6時から開園時刻まで）	保育中
警戒レベル4 避難指示	原則休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	原則休園 保護者の方はお迎えをお願いします ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる
警戒レベル5 緊急安全確保	休園	休園 保護者の方はお迎えをお願いします

※午前10時までに避難情報が解除され、安全が確認できれば午後の保育を実施。

（午前10時の時点で、避難情報が発令中で、安全が確認できなければ、終日休園）

2) 地震：震度5弱以上の地震が観測され、施設の安全が確保できないとき。

震度	登園前（午前6時から開園時刻まで）	保育中
震度5弱	原則休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	原則休園 保護者の方はお迎えをお願いします ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる
震度5強以上	休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開する。	休園 保護者の方はお迎えをお願いします ※施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開する。

【裏面へ続く】

3) その他：施設長が、災害等により施設や登園に危険があると、市に協議したとき。

2. 保育料について

上記1による臨時休園の場合は、日数に応じて保育料を減額します。

3. 代替保育について

災害時において休園措置を行った場合、社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを実施します。詳細は別紙1「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。

※代替保育には対象となるご家庭や定員に限りがあります。

(参考) 避難情報が発令された場合にとるべき行動

区分	とるべき行動
警戒レベル1 早期注意情報	災害への心構えを高める ・最新の防災情報に留意し、災害への心構えを高める
警戒レベル2 大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。
警戒レベル3 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は、避難行動を開始する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
警戒レベル5 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所より安全な場所へ直ちに移動等する。

※避難情報は、警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※避難先は市が指定する避難場所（学校や公民館など）だけではありません。安全な親戚・知人宅などに避難することも考えてみましょう。

※日頃からハザードマップで居住地周辺の危険個所を把握し、とるべき避難行動を想定しておきましょう。

※避難情報が発令されていなくても、危険を感じた場合は、ためらわずに避難行動を開始してください。

(問合せ先)

<休園基準及び代替保育に関すること>

子育て政策課 電話 55-5666

<保育料減額に関すること>

子育て支援課 電話 55-5312